

○豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

平成9年3月31日

規則第7号

豊山町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年豊山町規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年豊山町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理計画）

第2条 条例第9条に規定する一般廃棄物処理計画の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- （2） 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- （3） 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- （4） 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- （5） 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- （6） その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のため、必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

（多量の事業系一般廃棄物の範囲）

第3条 条例第11条第3項に規定する事業系一般廃棄物の多量の排出量は、1日の平均排出量が30kg以上又は1月当たり排出量が900kg以上とする。

（事業系一般廃棄物の受入基準等）

第3条の2 条例第15条の3第1項に規定する事業系一般廃棄物の受入基準は、次に掲げるとおりとする。

（1） 廃棄物を適正に分別し、町長の指示する処理施設に搬入すること。

（2） 町が行う廃棄物の処理を著しく困難にし、又は町長の指示する処理施設の機能に支障が生じる廃棄物を搬入しないこと。

（3） 廃棄物の形状に応じ、あらかじめ、切断し、梱包し、悪臭の発散を防止する等必要な措置を講じること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、町長の指示に従い搬入すること。

（指定ごみ袋、粗大ごみ処理券及びし尿汲取券）

第4条 条例第14条第1項及び同条第2項に規定する町指定のごみ袋は、可燃用ごみ袋S

(様式第1号)、可燃用ごみ袋M又はL(様式第2号)、不燃用ごみ袋(様式第2号)及び事業系可燃用ごみ袋(様式第2号の2)とする。

2 条例第14条第1項に規定する町指定の粗大ごみ処理券は、豊山町粗大ごみ処理券(様式第2号の3)とする。

3 条例第14条第1項に規定する町指定のし尿汲取券は、36リットル券(様式第3号)、18リットル券(様式第4号)とする。

(町指定ごみ袋による収集等)

第5条 町長は、前条第1項に規定する町指定のごみ袋以外のものでごみが排出されたときは、排出した者に町指定のごみ袋の使用を指示し、指示に従わないときはごみ収集を中止することができる。

(事業用大規模建築物)

第6条 条例第17条に規定する事業用大規模建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の用途に供される部分の面積が3,000平方メートル以上の建築物(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用途に供される建築物で面積が8,000平方メートル未満のものを除く。)

(2) 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(減量計画書)

第7条 事業用大規模建築物の所有者は、一般廃棄物減量計画書(様式第5号)を毎年度策定し、当該年度4月末日までに町長に提出しなければならない。

(共同住宅における廃棄物の集積所の設置)

第8条 条例第18条の規則で定める基準は、次の規模を有する共同住宅等をいう。

(1) 一戸建ての住宅で計画戸数が8戸以上のもの

(2) 3階建て以上の住宅(自己用住宅を除く。)

(3) 共同住宅、寄宿舎、下宿で4世帯以上の住宅

(4) ホテル及び旅館

2 共同住宅に設置する集積所は、常に清潔に保つとともに、廃棄物の収集、運搬に支障がない場所に設置し、その規模に従い、次に掲げる広さを有しなければならない。

(1) 8戸以上20戸以下の共同住宅 2平方メートル以上の集積所

(2) 21戸以上30戸以下の共同住宅 3平方メートル以上の集積所

(3) 31戸以上40戸以下の共同住宅 4平方メートル以上の集積所

(4) 41戸以上 町長が別に指示する。

3 第1項に掲げる共同住宅は、一の事業者が3年以内に隣接地(道路、水路を隔てて隣接

して計画されるものを含む。)で事業を行う場合は、合わせて一事業規模とみなす。

(粗大ごみ)

第9条 条例第19条第1項に規定する町長が規則で定めるものとは、別表に掲げる粗大ごみとする。

(手数料の減免)

第10条 条例第20条の規定による手数料を減免できる範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者で本人よりの申し出によるもの
- (2) 災害等により町長が認めた者
- (3) その他、町長が必要と認めた者

2 手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

3 手数料の減免を承認した者に対し、一般廃棄物処理手数料減免承認書を交付する。ただし、天災により減免する場合は、この限りでない。

(一般廃棄物処理業等の許可申請)

第11条 条例第21条第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理業許可申請書(様式第7号)又は浄化槽清掃業許可申請書(様式第8号)によらなければならない。

(一般廃棄物処理業の変更許可申請)

第12条 条例第21条第2項に規定する一般廃棄物処理業の範囲変更許可申請は、一般廃棄物処理業変更許可申請書(様式第9号)によらなければならない。

(浄化槽清掃業の変更届)

第13条 浄化槽法第37条に規定する浄化槽清掃業の範囲変更届は、浄化槽清掃業変更届出書(様式第10号)によらなければならない。

(許可証等)

第14条 条例第21条第3項に規定する許可は、一般廃棄物処理業許可証(様式第11号)又は浄化槽清掃業許可証(様式第12号)によるものとする。

2 条例第21条第3項の規定により交付された許可証の有効期間は、2年とする。

3 条例第21条第3項により許可証を交付された者が許可証をき損し、又は亡失したときは、直ちに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第13号)又は浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第14号)により再交付を受けなければならない。この場合において、許可証をき損したときにあつては、その許可証を添付しなければならない。

(許可証の返納)

第15条 条例第21条第3項に規定する許可を受けた者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに許可証を町長に返納しなければならない。

- (1) 許可証の有効期限が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 業務を廃止したとき。

2 許可を受けた者が死亡し、合併し、又は解散したときは、それぞれの相続人、合併後存続する法人又は清算人は、速やかに許可証を町長に返納しなければならない。

3 許可を受けた者が事業の停止を命ぜられたときは、その期間中、処理業の許可証を町長に返納しなければならない。

(廃止等の届出)

第16条 条例第23条に規定する廃止の届出は、一般廃棄物処理業廃止届出書（様式第15号）又は浄化槽清掃業廃業等届出書（様式第16号）によらなければならない。

(報告)

第17条 条例第24条の規定による報告は、一般廃棄物処理業業務報告書（様式第17号）にあつては毎月5日までに、浄化槽清掃業業務報告書（様式第18号）にあつては毎月10日までに前月分を報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前になされた改正前の豊山町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定に基づく処分、手続その他の行為は、改正後の豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成10年3月31日規則第7号）

1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。ただし第14条第2項の改正規定は平成10年4月1日から施行する。

2 第14条第2項の改正規定による改正後の一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証の有効期間は、この規則の施行日においてすでに条例第21条第1項の規定により許可を受けている者については、改正後の許可の期間の許可を受けたものとみなす。

附 則（平成13年3月30日規則第13号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第11号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている町指定のごみ袋は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成15年9月30日規則第21号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第8号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日規則第19号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている町指定の粗大ごみ処理券は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第11号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の規定に基づいて作成されている町指定のごみ袋又は粗大ごみ処理券は、改正後の豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。


別表（第9条関係）

種別	品目
家具・寝具・建具・厨房用具類	椅子 机 鏡台 下駄箱 コタツ板 サイドボード 食器戸棚 ジュータン カーペット タンス カラーボックス テーブル 戸棚 布団 ブラインド ベッド（スプリング入りを除く） 本箱 洗面化粧台 畳（裁断したもの） 建具 調理台 流し台 火鉢 フラワースタンド ベビータンス ベビーベッド 米びつ等
<u>電気器具・ガス器具・石油器具類</u>	<u>換気扇</u> 扇風機 カセットデッキ ガステーブル 食器洗い機 食器乾燥機 照明器具 除湿機 ジューサー ミキサー 炊飯器 ストープ ステレオセット スピーカー ズボンプレスサー 電気掃除機 電子レンジ 電気コタツ ビデオデッキ 風呂釜 プレイヤー 家庭用ミシン 餅つき機 石臼 ワープロ 家庭用編機等
趣味用品類	ギター 琴 ゴルフ用品 サイクリングマシーン サーフィンボード 芝刈機 スキー板 スノーボード板 オルガン エレクトーン ランニングマシーン ぶら下がり健康機 ペット小屋 観賞魚水槽等
その他	アンテナ 乳母車 衣装箱 額縁 脚立 子供用遊具 自転車 ショッピングカート 室内用滑り台 スーツケース 乳児用遊具 柱時計 仏壇 物干し台 物干し竿（切断したもの）等


注 粗大ごみは、縦1.5メートル、横1メートル、高さ1メートル以内の大きさに限る。

様式第1号 (第4条関係)


袋の出し方の例



テープを貼る

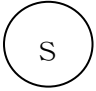


ひもで縛る



2～3回折って両端を結ぶ

可燃用ごみ袋



- Burnable Garbage
- Lixo incinerável
- Basura incinerable


- 가연 쓰레기
- 可燃性垃圾
- Mga basura na pwedeng sunugin

☆ ごみは、収集日の朝8時30分までに指定の場所に出してください。

☆ この袋には、カン、ビン、セトモノなどの燃えないものは入れないでください。

☆ 生ごみは、水をよく切ってから入れてください。

☆ 新聞、雑誌、段ボール、古着、ペットボトルはごみにしないで分別収集日にリサイクル品として出してください。




豊山町

この袋は燃やしても有毒ガス、高熱を出しません。

- 備考 1 袋の大きさは、縦500ミリメートル、横300ミリメートルとする。
- 2 袋は、半透明白色とする。

様式第1号の2 (第4条関係)

袋の出し方



両端を結ぶ

可燃用ごみ袋

サイズ
M又はL

- Burnable Garbage
- Lixo incinerável
- Basura incinerable


- 가연 쓰레기
- 可燃性垃圾
- Mga basura na pwedeng sunugin

☆ ごみは、収集日の朝8時30分までに指定の場所に出してください。

☆ この袋には、カン、ビン、セトモノなどの燃えないものは入れないでください。

☆ 生ごみは、水をよく切ってから入れてください。

☆ 新聞、雑誌、段ボール、ペットボトルはごみにしないで分別収集日にリサイクル品として出してください。




豊山町

- 備考 1 袋の大きさは、Mは縦800ミリメートル、横350/500ミリメートルとし、Lは縦850ミリメートル、横450/650ミリメートルとする。
- 2 袋は、半透明青色とする。

様式第2号（第4条関係）

袋の出し方



両端を結ぶ

不燃用ごみ袋


<ul style="list-style-type: none"> ● Nonburnable Garbage ● Lixo não-incinerável ● Basura no incinerable 	<ul style="list-style-type: none"> ● 불연 쓰레기 ● 不可燃性垃圾 ● Mga basura na hindi pwedeng sunugin
--	---

☆ ごみは、収集日の朝8時30分までに指定の場所に出してください。

☆ この袋には、生ごみ、紙くず、ビニールなどの燃えるものは入れないでください。

☆ 爆発の恐れのあるものは、入れないでください。（スプレー缶などはかならず使い切って、穴を開けてから入れてください。）

☆ 空缶、飲食料用のガラスびんはごみにしないで、分別収集日にリサイクル品として出してください。


豊 山 町

- 備考 1 袋の大きさは、縦800ミリメートル、横500ミリメートルとする。
- 2 袋は、半透明ピンク色とする。

様式第2号の2 (第4条関係)

事業系
可燃用ごみ袋

- ☆ 燃えるごみ以外は入れないでください。
- ☆ 生ごみは、十分に水を切ってから入れてください。
- ☆ 再生利用できる資源物はリサイクルしましょう。



豊山町

- 備考 1 袋の大きさは、縦800ミリメートル、横680ミリメートルとする。
- 2 袋は、橙色とする。

様式第2号の3 (第4条関係)

表

No. _____

豊山町
粗大ごみ処理券
氏名

注意 この処理券の払い戻しはいたしません。

裏

“この粗大ごみ処理券を購入された方へ”

- 粗大ごみの収集は予約申込みが必要ですので、収集予定日の1週間以上前に役場建設課（電話28—0916）まで申込みください。ただし、年末年始は広報紙で確認してください。
- 粗大ごみ排出にあたっての注意
 - ☆処理券に申込みをされた方の氏名を記入の上、粗大ごみの見やすい個所に貼り付けてください。
 - ☆ガスボンベ、風呂桶、コンクリート、石、土砂、建築廃材、タイヤ・バッテリー等の自動車部品、1.5メートル×1メートル×1メートル以上の物は粗大ごみ収集の対象外です。処理券が貼付されていても収集しません。
 - ☆収集予定日は地域により異なりますので、申込み時にご確認ください。
 - ☆会社、商店、倉庫等の事業用備品については、収集しませんので、事業者の責任において、廃棄物処理業者に委託するなどの方法で処分してください。

様式第3号（第4条関係）

（表面）



（裏面）

注意事項

- 1 この券は、収集の際にお渡してください。
- 2 この券は、再発行払戻しは致しません。
- 3 この券は、汚したり破ったりしないでください。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、縦57ミリメートル、横98ミリメートルとする。
 - 2 用紙は、そら色とし、印刷はすべて黒とする。

様式第4号（第4条関係）

（表面）



（裏面）

注意事項

- 1 この券は、収集の際にお渡してください。
- 2 この券は、再発行払戻しは致しません。
- 3 この券は、汚したり破ったりしないでください。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、縦57ミリメートル、横98ミリメートルとする。
 - 2 用紙は、橙色とし、印刷はすべて黒とする。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

一般廃棄物減量計画書（ 年度）

豊山町長 様

住所
氏名 印
電話 （ ）

豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条の規定により、次のとおり提出します。

事業用大規模建築物の所在地								
事業用大規模建築物の用途及び名称								
廃棄物の種類 数量（単位 t）								
前 年 実 績	発生量							
	ごみ処分量							
	資源化量							
	資源化率							
年 度 計 画	発生量							
	ごみ処分量							
	資源化量							
	資源化率							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7号（第11条関係）

一般廃棄物処理業許可申請書

※受付年月日	年 月 日
※許可年月日	年 月 日
※許可番号	

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊山町長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印 電話 ()</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
取扱廃棄物の種類	
収集、運搬及び処分の別	<input type="checkbox"/> 収集 <input type="checkbox"/> 運搬 <input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> 最終処分
収集、運搬、処分等の方法	
事業場の種類及び所在地	
車両、船舶、器材、処理施設等の種類、数量及び能力	
従業員の数	
<p>添付書類 1 申請者の戸籍抄本又は個人事項証明書（法人にあつては、定款及び登記事項証明書）</p> <p>2 申請者の履歴書（法人にあつては、役員の名簿及び履歴書）</p> <p>3 事業計画書</p> <p>4 事業場の構造仕様書及び附近の見取図</p> <p>5 その他町長が必要と認める書類</p>	

- (注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 該当する□印の中にレ印を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8号（第11条関係）

浄化槽清掃業許可申請書

※受付年月日	年 月 日
※許可年月日	年 月 日
※許可番号	

豊山町長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 住所 氏名 印 電話 () </div>	年 月 日
浄化槽法第35条第1項に規定する許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
氏名又は名称	
住所	
代表者の氏名	
営業所の所在地	
事業の用に供する施設の概要	
従業員の数	
添付書類 1 申請者の戸籍抄本又は個人事項証明書（法人にあつては、定款及び登記事項証明書） 2 申請者の履歴書（法人にあつては、役員の名簿及び履歴書） 3 事業計画書 4 事業場の構造仕様書及び付近の見取図 5 その他町長が必要と認める書類	

- (注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
 2 該当する□印の中にレ印を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第11号（第14条関係）

		第	号
一般廃棄物処理業許可証			
住所			
氏名	様		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第4項の規定により、下記のとおり一般廃棄物処理業の許可を受けた者であることを証明します。			
年 月 日			
豊山町長			印
記			
1	許可年月日及び許可番号		
2	事業の範囲		
3	許可の期限又は条件		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第12号（第14条関係）

		第	号
浄化槽清掃業許可証			
住所			
氏名	様		
<p>浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり浄化槽清掃業の許可を受けた者であることを証明します。</p>			
年 月 日			
豊山町長			印
記			
1	許可年月日及び許可番号		
2	許可の期限又は条件		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第13号（第14条関係）

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書	
	第 号
豊山町長 様	
	住所 氏名 印 電話 ()
下記の理由により一般廃棄物処理業許可証を再交付してください。	
記	
1 許可年月日及び番号	
2 理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第14号 (第14条関係)

浄化槽清掃業許可証再交付申請書	
	第 号
豊山町長	様
	住所
	氏名
	電話 ()
	印
下記の理由により浄化槽清掃業許可証を再交付してください。	
記	
1	許可年月日及び番号
2	理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第15号 (第16条関係)

一般廃棄物処理業廃止届出書

※受付年月日	年 月 日
※許可年月日	年 月 日
※許可番号	

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊山町長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印 電話 ()</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第号
廃止する取扱廃棄物の種類	
廃止する収集、運搬及び処分の別	<input type="checkbox"/> 収集 <input type="checkbox"/> 運搬 <input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> 最終処分
廃止等の別	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

- (注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 該当する□印の中にレ印を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第17号 (第17条関係)

一般廃棄物処理業業務報告書

※受付年月日	年 月 日
※許可年月日	年 月 日
※許可番号	

年 月 日									
豊山町長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 住所 氏名 印 電話 () </div>									
豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第24条の規定により、次のとおり報告します。									
処理業務期間		年 月 日から 年 月 日まで							
取扱廃棄物の種類					契約事業所数				
稼働車両					稼働延人員				
収集運搬車両等の 保有台数		種別・使用・積載量			台数		備考		
廃棄物 の種類	収集 運搬量	処分量						海洋 投入	備考
		自己施設			豊山町 その他 施設				
		焼却	埋立	その他	焼却	埋立	その他		

(注) ※印のある欄は記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第18号 (第17条関係)

浄化槽清掃業業務報告書

※受付年月日	年 月 日
※許可年月日	年 月 日
※許可番号	

年 月 日

豊山町長 様

住所
氏名 印
電話 ()

豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第24条の規定により、次のとおり報告します。

清掃及び保守点検業務 期間	年 月 日から 年 月 日まで					
浄化槽		型式	処理能力	清掃		備考
設置場所	管理者 (設置者)			汲取量	清掃月日	
清掃実施基数	計	基	総汲取量	m ³		

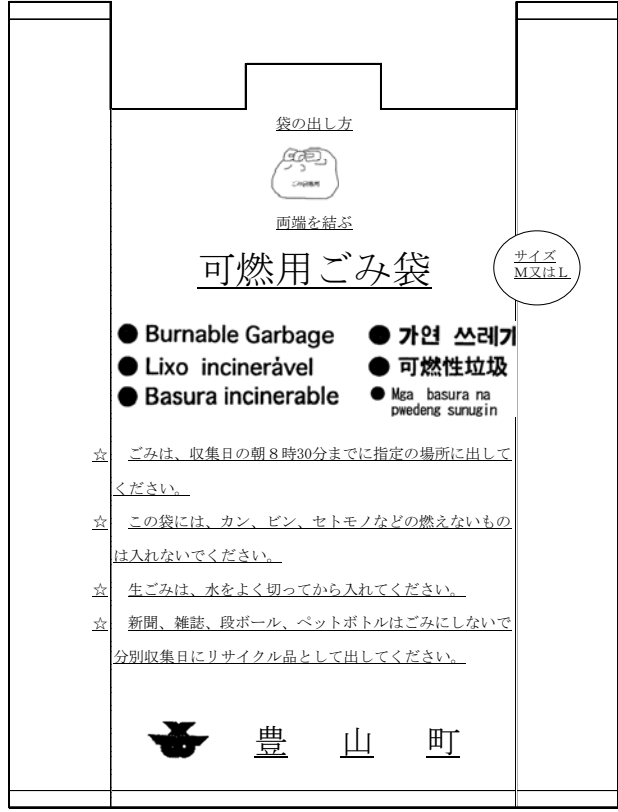
(注) ※印のある欄は記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。


豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧								
<p>(事業系一般廃棄物の受入基準等)</p> <p>第3条の2 条例第15条の3第1項に規定する事業系一般廃棄物の受入基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物を適正に分別し、町長の指示する処理施設に搬入すること。</p> <p>(2) 町が行う廃棄物の処理を著しく困難にし、又は町長の指示する処理施設の機能に支障が生じる廃棄物を搬入しないこと。</p> <p>(3) 廃棄物の形状に応じ、あらかじめ、切断し、梱包し、悪臭の発散を防止する等必要な措置を講じること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、町長の指示に従い搬入すること。</p> <p>(指定ごみ袋、粗大ごみ処理券及びし尿汲取券)</p> <p>第4条 条例第14条第1項及び同条第2項に規定する町指定のごみ袋は、可燃用ごみ袋S、M又はL(様式第1号)、不燃用ごみ袋(様式第2号)及び事業系可燃用ごみ袋(様式第2号の2)とする。</p> <p>2 条例第14条第1項に規定する町指定の粗大ごみ処理券は、豊山町粗大ごみ処理券(様式第2号の3)とする。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th>品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">電気器具・ガス器具・石油器具類</td> <td>換気扇 扇風機 カセットデッキ ガステーブル 食器洗い機 食器乾燥機 照明器具 除湿機 ジューサー ミキサー 炊飯器 ストーブ ステレオセット スピーカー ズボンプレスサー 電気掃除機 電子レンジ 電気コタツ ビデオデッキ 風呂釜 プレイヤー 家庭用ミシン 餅つき機 石臼 ワープロ 家庭用編機等</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 粗大ごみは、縦1.5メートル、横1メートル、高さ1メートル以内の大きさに限る。</p>	種別	品目	電気器具・ガス器具・石油器具類	換気扇 扇風機 カセットデッキ ガステーブル 食器洗い機 食器乾燥機 照明器具 除湿機 ジューサー ミキサー 炊飯器 ストーブ ステレオセット スピーカー ズボンプレスサー 電気掃除機 電子レンジ 電気コタツ ビデオデッキ 風呂釜 プレイヤー 家庭用ミシン 餅つき機 石臼 ワープロ 家庭用編機等	<p>(指定ごみ袋、粗大ごみ処理券及びし尿汲取券)</p> <p>第4条 条例第14条第1項に規定する町指定のごみ袋は、可燃用ごみ袋S(様式第1号)、可燃用ごみ袋M又はL(様式第1号の2)及び不燃用ごみ袋(様式第2号)とする。</p> <p>2 条例第14条第1項に規定する町指定の粗大ごみ処理券は、豊山町粗大ごみ処理券(様式第2号の2)とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th>品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">電気・ガス・石油・器具類</td> <td>衣類乾燥機 換気扇 扇風機 カセットデッキ ガステーブル 食器洗い機 食器乾燥機 照明器具 除湿機 ジューサー ミキサー 炊飯器 ストーブ ステレオセット スピーカー ズボンプレスサー 電気掃除機 電子レンジ 電気コタツ ビデオデッキ 風呂釜 プレイヤー 家庭用ミシン 餅つき機 石臼 ワープロ 家庭用編機等</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 粗大ごみは、縦1.5メートル、横1メートル、高さ1メートル以内の大きさに限る。</p>	種別	品目	電気・ガス・石油・器具類	衣類乾燥機 換気扇 扇風機 カセットデッキ ガステーブル 食器洗い機 食器乾燥機 照明器具 除湿機 ジューサー ミキサー 炊飯器 ストーブ ステレオセット スピーカー ズボンプレスサー 電気掃除機 電子レンジ 電気コタツ ビデオデッキ 風呂釜 プレイヤー 家庭用ミシン 餅つき機 石臼 ワープロ 家庭用編機等
種別	品目								
電気器具・ガス器具・石油器具類	換気扇 扇風機 カセットデッキ ガステーブル 食器洗い機 食器乾燥機 照明器具 除湿機 ジューサー ミキサー 炊飯器 ストーブ ステレオセット スピーカー ズボンプレスサー 電気掃除機 電子レンジ 電気コタツ ビデオデッキ 風呂釜 プレイヤー 家庭用ミシン 餅つき機 石臼 ワープロ 家庭用編機等								
種別	品目								
電気・ガス・石油・器具類	衣類乾燥機 換気扇 扇風機 カセットデッキ ガステーブル 食器洗い機 食器乾燥機 照明器具 除湿機 ジューサー ミキサー 炊飯器 ストーブ ステレオセット スピーカー ズボンプレスサー 電気掃除機 電子レンジ 電気コタツ ビデオデッキ 風呂釜 プレイヤー 家庭用ミシン 餅つき機 石臼 ワープロ 家庭用編機等								

豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
	<p>様式第1号の2 (第4条関係)</p>  <p>● Burnable Garbage ● 가연 쓰레기 ● Lixo incinerável ● 可燃性垃圾 ● Basura incinerable ● Mea basura na pwedeng surugin</p> <p>☆ <u>ごみは、収集日の朝8時30分までに指定の場所に出してください。</u></p> <p>☆ <u>この袋には、カン、ビン、セトモノなどの燃えないものは入れないでください。</u></p> <p>☆ <u>生ごみは、水をよく切ってから入れてください。</u></p> <p>☆ <u>新聞、雑誌、段ボール、ペットボトルはごみにしないで分別収集日にリサイクル品として出してください。</u></p> <p>豊山町</p> <p>備考 1 <u>袋の大きさは、Mは縦800ミリメートル、横350／500ミリメートルとし、Lは縦850ミリメートル、横450／650ミリメートルとする。</u></p> <p>2 <u>袋は、半透明青色とする。</u></p>

豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>様式第2号の2 (第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>事業系 可燃用ごみ袋</p> <p>☆ <u>燃えるごみ以外は入れないでください。</u> ☆ <u>生ごみは、十分に水を切ってから入れてください。</u> ☆ <u>再生利用できる資源物はリサイクルしましょう。</u></p>  <p>豊山町</p> </div> <p>備考 1 <u>袋の大きさは、縦800ミリメートル、横680ミリメートルとする。</u> 2 <u>袋は、橙色とする。</u></p> <p>様式第2号の3 (第4条関係) 略</p>	<p>様式第2号の2 (第4条関係) 略</p>